裁　　決　　書

審査請求人
　住所　〇〇市〇〇〇〇
　氏名　〇〇〇〇
処分庁
　〇〇市福祉事務所長

審査請求人が平成30年10月１日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第２項の規定に基づく生活保護変更決定に係る審査請求（平成30年滋審（ア）第20号、生活保護変更決定についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

1　平成 22 年８月 17 日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した（乙第２号証）。
2　平成 30 年９月 21 日、処分庁は、審査請求人に対し、保護の基準の改定に伴い、生活保護法第 25 条第２項に基づき保護の変更決定（以下「本件処分」という。）を行い（甲第１号証および乙第５号証１頁ないし３頁）、同年 10 月１日から保護費の減額を行った。
3　平成 30 年 10 月１日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、平成 30 年９月 21 日付けの保護変更決定を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張
(1) 審査請求の趣旨
　〇〇市福祉事務所長の平成 30 年９月 21 日付けの審査請求人に対する保護変更決定に関する処分を取り消すとの裁決を求める。
(2) 審査請求の理由
ア　収入は全く無く、生活保護費だけで生活している。
　この５年で、４千円余り支給が少なくなり、今回は１千２百円減額になる。
　これ以上少なくなると、生活が出来なくなります。
イ　体が不自由なので、障害の移動サービスを受けているが、急な移動時には、タクシーが必要でお金がかかっている。
ウ　生活保護費が減ると、今までどおりの生活が維持できません。
　死ぬより他ないという事でしょうか。それならいっそ殺して下さい。お願いします。

2　処分庁の主張

(1)「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 本件処分は、厚生労働大臣が定める生活保護の基準（平成30年9月4日付け厚生労働省告示第 317 号）による改正後の厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）に基づいて行った適正な処分であり、請求人のみに行った特別な処分ではない。

(3) 生活保護法は国会が制定したものであることに加え、本件基準は上級庁が定めたものであり、処分庁にはそれらの違憲性ないし違法性を判断する権限は存しないことから、認否の限りではない。なお、本件処分は、改正後の厚生労働大臣の定める基準に基づいて行った適正な処分であり、手続き的な違法性はない。

(4) 請求人の通院に係る移送費についてはタクシーの利用を認めているため、生活保護の一時扶助費で補填されている。また、請求人は以前は〇〇市に住んでいたが、自身の病状のため〇〇市の旧住居では生活が不便であると訴え、生活環境が比較的便利である現住居に移管替えで転居してきた経緯がある。請求人は通院に際してもタクシーだけではなく、公共の交通機関を併用しており、それらの状況を鑑みると、生活の全てにおいてタクシーが必要であるとまでは考えにくい。請求人にとって最優先される通院移送に関してはタクシー利用を認めているため、その他の用途でタクシーを利用すると言うのなら生活費の中で遣り繰りすべきであると考える。

(5) 本件処分についての保護決定（変更）通知書を審査請求人に送った直後に、「四季」という年４回、３か月毎に発行している生活保護世帯向け広報誌の 10 月１日号を、審査請求人含め生活保護全世帯に送っており、そこに今回の生活保護制度の基準改正に係る説明を載せています。説明の内容としては、生活保護費が急に下がらないように、今年から３年間、10 月に少しずつ変わるということや、制度見直しにより基準の変わる主なものを幾つか示し、その詳細について紹介しています。

理　　由

1　本件に係る法令等の規定について

(1)　日本国憲法（昭和 21 年憲法）

ア　第 25 条

第１項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第２項

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(2)　生活保護法

ア　第１条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保

障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ　第３条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

ウ　第４条(保護の補足性)

第１項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第２項

民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第３項

前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

エ　第８条（基準及び程度の原則）

第１項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第２項

前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

オ　第９条（必要即応の原則）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

カ　第 25 条（職権による保護の開始及び変更）

第２項

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

キ　第 29 条の２（行政手続法の適用除外）

この章の規定による処分については、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第３章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

ク　第 56 条（不利益変更の禁止）

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(3)　生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」と

いう。）

ア　本文

一　生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第１から別表第８までに定めるところによる。

二　要保護者に特別の事由があって、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

三　別表第１、別表第３、別表第６及び別表第８の基準額に係る地域の級地区分は、別表第９に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

イ　別表第１　生活扶助基準

省略

ウ　別表第９　地域の級地区分

省略

(4)　行政手続法（平成５年法律第 88 号）

ア　第２条（定義）

４　不利益処分　行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ　第 14 条（不利益処分の理由の提示）

第１項

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第３項

不利益処分を書面でするときは、前２項の理由は、書面により示さなければならない。

２　判断

(1)　行政手続法第 14 条第１項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとしている。

(2)　同項の規定に基づく理由付記の内容および程度については、行政手続法に特段の定めはないものの、最高裁判所平成 23 年６月７日第三小法廷判決（民集 65 巻４号 2081 頁）によれば、「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」、「同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表

の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされている。

また、同判決では、①いずれの処分を選択するかは処分行政庁の裁量に委ねられていること、②処分基準が公にされていること、③処分基準の内容が複雑なものであることを指摘し、さらに④重大な不利益処分であることについても言及した上で、「処分の原因となる事実と，・・・処分の根拠法条とが示されているのみで，本件処分基準の適用関係が全く示されておらず，その複雑な基準の下では，上告人Ｘ１において，上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても，いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては，行政手続法１４条１項本文の趣旨に照らし，同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならず，本件免許取消処分は，同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって，取消しを免れないものというべきである。」と判示されている。

(3) これを本件処分についてみると、本件処分の理由には、「基準改定による。」との理由が付記されており、このような理由の記載が行政手続法第 14 条第１項に反しないかが問題となるので、これについて検討する。

確かに、本件処分の理由である基準改定による保護の変更は、厚生労働大臣が定める基準の改定に従って一律に行われたものであることから、どのような処分を選択するかについて処分庁の裁量に委ねられていたとは言えず、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれは想定しがたい。しかしながら、生活に困窮しているとして保護が開始されたことに鑑みれば、審査請求人にとって本件処分が重大な意味を持つことは明らかであるところ、生活保護に係る処分基準は、告示された保護の基準以外にも次官通知、局長通知、課長通知等が存在し、保護の基準本文の「特別の基準」が局長通知の中で設定されているなど複雑なものとなっていることから、これらの基準は公表されているとはいえ、処分通知書に処分基準の適用関係が示されていなければ、審査請求人にはこれらの処分基準のうちどの要素の変更によって最低生活費が変動したのかを判断することは難しいというべきである。この点、今回の基準改定の適用関係について、処分の名宛人に影響を与える部分に係る基準額の変更の内容、額以外の基準の変更の内容、被保護者の状況の変動として処分庁が認定した事実の内容などを示す文言、計算過程等が示されていれば、本件処分がいかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によってなされたのかを審査請求人が知ることができると思料されるところ、本件処分通知書に記載された事項は、現に受給している保護の種類および基準が改定された旨のみであり、額の変動の具体的な要因を知ることができる記述はない。また、処分庁は、本件処分についての保護決定（変更）通知書を審査請求人に送った直後に生活保護制度の基準改定に係る説明が記載された広報誌を送っている旨弁明しているが、同広報誌の基準改定の内容に係る記載は一般的な説明に留まるものであり、また、同広報誌は本件処分の直後に送付されたもので、同時に送付されたものではないことから、同広報誌の送付は、本件処分時に処分基準の適用関係を審査請求人に示したものであるとは言えない。このような事情の下においては、本件処分の通知の記載は、行政手続法第 14 条第１項本文の要求する理由付記としては十分でないと言わなけれ

ばならず、本件処分は違法なものとして取消されるべきである。

３　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第１項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和２年１１月９日

審査庁　滋賀県知事　三 日 月　大 造